

参考資料

令和2年第3回三豊市議会定例会  
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第90号関係 (三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)	1
・議案第91号関係 (三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)	2

【議案第90号関係】

三豊市職員の特種勤務手当に関する条例(平成18年三豊市条例第63号) 一部改正 新旧対照表  
(抄)

改正後 (案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手当の種類	支給を受ける職員の範囲	支給額	手当の種類	支給を受ける職員の範囲	支給額
感染症防疫作業手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に規定する感染症)その他これらに準ずる感染症として市長が認める感染症)患者の救護、治療、看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したものの	1日につき <b>4,000円以内</b>	感染症防疫作業手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に規定する感染症)患者の収容又は消毒の業務	1日につき <b>2,000円</b>
	略			に従事したもの	略

【議案第91号関係】

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第23号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市<b>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</b>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>